

文教委員会資料

2 陳情の審査

- (1) 陳情第136号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第137号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

資料1 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

資料2 私学助成の概要

資料3 国の私立学校経常費助成費予算

資料4 神奈川県私立学校助成関係予算

資料5 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

資料6 神奈川県高等学校生徒に対する支援施策

資料7 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算、川崎市高等学校奨学金

資料8 公私立学校等児童・生徒数

資料9 公立中学校卒業者の進路状況

資料10 都道府県別私立学校経常費補助単価（平成30年度）

資料11 高等学校（全日制・定時制）都道府県別学校数

資料12 私立高等学校（全日制）の授業料等について（平成26年度～平成30年度）

資料13 「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）」（神奈川県）

抜粋

資料14 私立高等学校等の学費支援制度のご案内（平成30年度）

資料15 図表でみる教育：OECDインディケータ2018年版 抜粋

こども未来局

（平成31年2月8日）

川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

私立学校

(平成30年5月1日現在)

中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	670	133
大西学園	17	9
洗足学園	751	185
カリタス女子	575	203
日本女子大附属	745	99
桐光学園	1,184	376
合計	3,942	1,005

25.5%

高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,907	385
大西学園	252	174
洗足学園	715	195
カリタス女子	544	199
日本女子大附属	1,118	186
桐光学園	1,730	471
合計	6,266	1,610

25.7%

神奈川県
知事

(子どもみらい部
私学振興課)

- ・設置認可
- ・運営指導
- ・各種助成

県立学校

(平成30年5月1日現在)

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	うち川崎市立中学校出身者数
14	12,496	9,669

77.4%

※川崎市立中学校出身者数については、平成28年から30年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとす。

神奈川県
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

市立学校

(平成30年5月1日現在)

中学校

単位:人

学校数	生徒数	うち市内在住生徒数
52	28,965	28,739

99.2%

※市内在住生徒数は平成31年1月24日現在

川崎市
教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	うち川崎市立中学校出身者数
5	3,712	3,091

83.3%

※川崎市立中学校出身者数については、平成28年から30年までの5月1日時点での1年生の人数を合算したものとす。

私学助成の概要

1. 私学助成の基本

<p>私立学校の役割 (国の考え)</p>	<p>わが国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割</p> <p>①建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開</p> <p>②大学生・短大生の約8割、高等学校生徒の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学・在園</p>
---------------------------	--

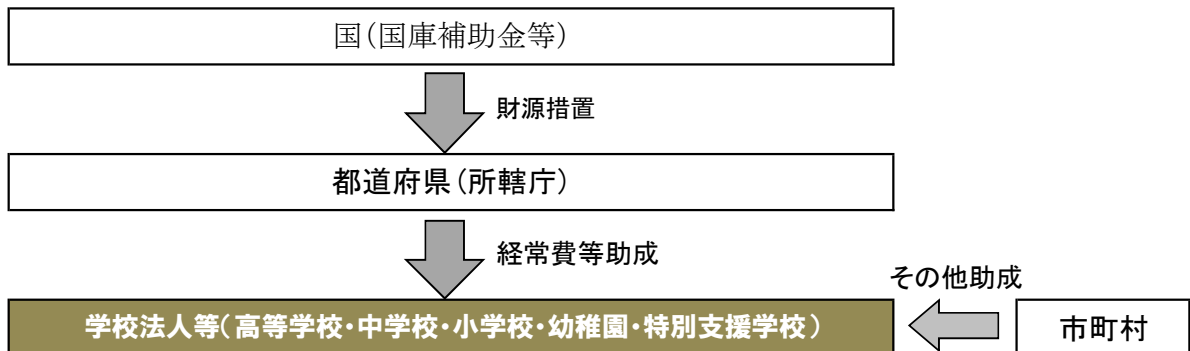


<p>私学助成 の 主な法的根拠</p>	<p>私立学校法(昭和24年制定)</p> <p>第59条(助成)</p> <p>国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。</p> <p>私立学校振興助成法(昭和50年制定)</p> <p>第1条(助成の目的)</p> <p>①教育研究条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③経営の健全性の向上</p> <p style="text-align: right;">} 私立学校の健全な発達に資する</p> <p>第9条(都道府県への補助)</p> <p>都道府県が教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。</p> <p>第10条(その他の助成)</p> <p>国又は地方公共団体は、第9条等の規定のほか、補助金の支出、資金の貸付、その他財産の譲渡等を行うことができる。</p>
------------------------------	--



<p>国・地方公共団体 の 施策</p>	<p>①経常的経費に対する補助を中心とした助成事業</p> <p>②貸付事業</p> <p>③学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等、必要な税制上の優遇措置</p>
------------------------------	---

2. 私立高等学校等に対する助成の財源等



国の私立学校経常費助成費予算

単位:百万円

事業名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業内容
1. 私立高等学校等経常費 助成費補助	99,613	100,719	100,689	都道府県が行う私立 学校の経常費助成 費に対して補助 (広域以外の通信制 を含む)
①高等学校	53,250	53,817	54,642	
②中等教育学校	371	357	347	
③中学校	10,885	10,827	10,872	
④小学校	3,314	3,426	3,461	
⑤幼稚園	19,357	19,471	18,218	
⑥その他特別補助	12,436	12,821	13,149	
2. 私立高等学校等経常費 補助	2,736	2,712	2,675	特別な支援が必要 な私立学校等への 補助
特定教育方法支援事業	2,736	2,712	2,675	
合 計 (経常費等)	102,349	103,431	103,364	

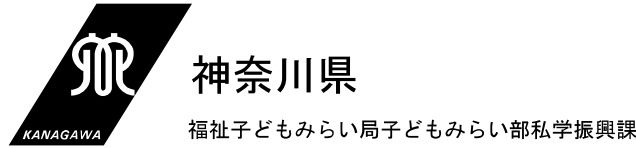
※ 文部科学省の当初予算(案)記者発表資料等を基に作成

神奈川県私立学校助成関係予算

単位：千円

事業名称	平成28年度				平成29年度				平成30年度				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			計	財源内訳			
		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他	
1. 経常費補助	44,806,109	38,610,315	6,195,794	0	43,736,282	37,575,722	6,160,560	0	43,366,413	37,215,301	6,151,112	0	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	19,690,204	16,955,940	2,734,264		20,078,867	17,239,949	2,838,918		20,210,008	17,346,818	2,863,190		
②中等教育学校	613,499	524,277	89,222		577,054	490,537	86,517		559,091	474,429	84,662		
③中学校	5,292,819	4,527,606	765,213		5,372,685	4,573,455	799,230		5,421,594	4,605,680	815,914		
④小学校	2,218,727	1,888,246	330,481		2,281,619	1,933,774	347,845		2,329,867	1,969,934	359,933		
⑤特別支援学校	518,050	518,050			528,254	528,254			521,089	521,089			
⑥幼稚園	15,024,792	12,748,178	2,276,614		13,366,139	11,278,089	2,088,050		13,002,357	10,974,944	2,027,413		
⑦専修学校・各種学校	1,448,018	1,448,018			1,531,664	1,531,664			1,322,407	1,322,407			
2.私立高等学校等生徒学費補助	3,466,494	3,466,494			3,844,294	3,844,294			4,516,264	4,516,264			保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
3.私立学校生徒学費緊急支援事業費	54,376	10,582	43,794		40,150	8,074	32,076		58,943	7,162	51,781		家計急変した生徒等の授業料や、東日本大震災により被災した生徒等の授業料を軽減した私立高校等に対して助成
4.私立幼稚園特別支援教育費補助	1,591,520	809,514	699,006	83,000	1,741,264	837,345	811,919	92,000	1,922,368	932,400	912,968	77,000	障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対して助成
5.私学団体助成費	6,400	6,400			6,400	6,400			6,400	6,400			私学団体が実施する研修事業等に対して助成
6.私立学校教職員退職金制度補助金	880,476	880,476			884,924	884,924			925,516	925,516			退職金手当の給付財源の一部を助成
7.日本私立学校振興・共済事業団補助金	603,053	603,053			613,285	613,285			623,926	623,926			私学共済の長期給付財源の一部を助成
8.私立学校振興資金利子補給費	4,410	4,410			6,815	6,815			15,260	15,260			施設整備資金借入の支払利子の一部を補給
9.私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	4,986	4,986		9,972	4,986	4,986		9,972	4,986	4,986		施設耐震診断に要する調査費に対して助成
10.公私立学校協同事業費	3,213	3,213			3,213	3,213			3,213	3,213			公私立高等学校による協同事業を実施
11.私立幼稚園施設整備費等補助	696,944		358,911	338,033	641,650		641,650		408,103		216,605	191,498	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震化工事や、遊具等の整備費に対して助成
12.高等学校等就学支援事業費	7,574,026		7,574,020	6	6,547,886		6,547,882	4	6,469,242	3,046	6,466,192	4	高等学校等就学支援金の交付等
13.外国人学校生徒等支援事業費	227,845	227,845			164,685	164,685			177,837	177,837			外国人学校に通う生徒を対象に、所得区分ごとに学費負担を軽減するための助成
14.私立専門学校生徒支援検証事業費	21,415		21,415		11,617		11,614	3	8,922		8,919	3	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業を実施
15.私立高校生等奨学給付金事業費	501,783	334,959	166,824		605,843	404,431	201,412		562,878	375,758	187,120		生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
16.その他	16,839	15,288	265	1,286	21,680	20,130	265	1,285	21,680	20,130	265	1,285	私学振興課運営費、私立学校審議会費等
合計	60,464,875 前年比0.6%減	44,977,535	15,065,015	422,325	58,879,960 前年比2.6%減	44,374,304	14,412,364	93,292	59,096,937 前年比0.4%増	44,827,199	13,999,948	269,790	

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等



私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

平成30年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。

県内107万人の児童・生徒等のうち、約24%に当たる26万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、

神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。

そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

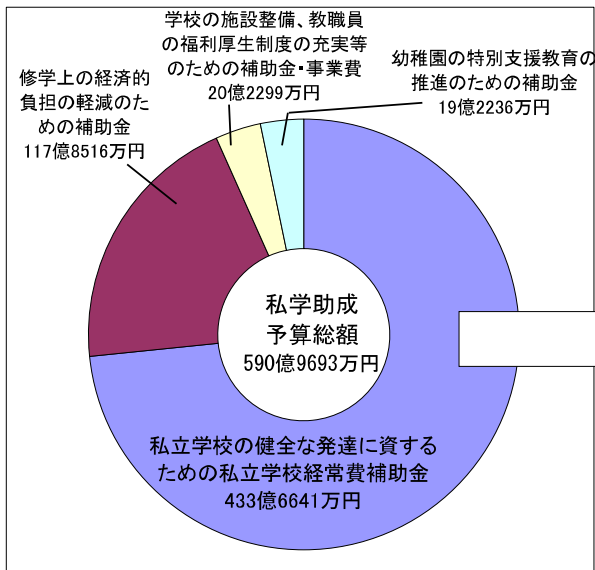
○ 平成30年度の私学助成予算は総額590億9693万円

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

平成30年度私学助成予算は、総額590億9693万円（対前年度2億1697万円増）を計上しています。（平成30年4月1日現在）

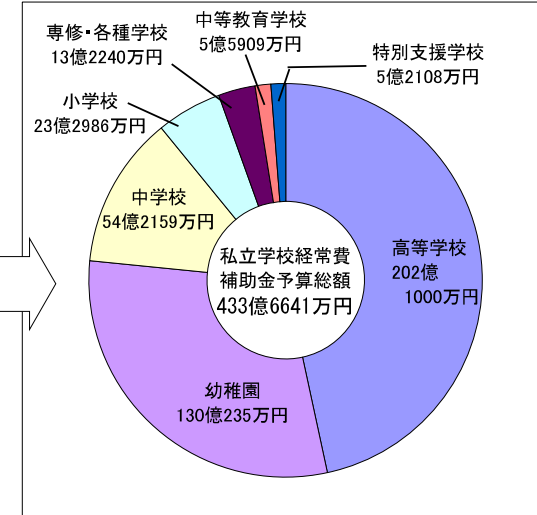
○ 平成30年度の私学助成予算の内訳

* 私学助成予算事業別内訳



※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

* 私立学校経常費補助金学校種別内訳



※1万円未満切捨て

○ 私学補助予算の概要

事業名称等	平成30年度当初予算額	事業内容																																									
1 経常費補助 (1) 高等学校 43,366,413 (2) 中等教育学校 20,210,008 (3) 中学校 559,091 (4) 小学校 5,421,594 (5) 特別支援学校 2,329,867 (6) 幼稚園 521,089 (7) 専修学校・各種学校 13,002,357 ※1 [預かり保育推進費補助] 477,225 ※2 [地域開放推進費補助] 199,200 [] 金額は内数字	43,366,413 20,210,008 559,091 5,421,594 2,329,867 521,089 13,002,357 477,225 199,200 1,322,407	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助事業 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																									
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,922,368	障害のある幼児と共に学び、共に育つ教育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																									
3 高等学校等就学支援事業費	6,469,242	*高等学校等就学支援事業費 家庭の状況にかかわらず、全ての良識ある高校生等が安心して修学に打ち込める社会をつくるため、私立高等学校の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者要請施設指定校 *私立高等学校等生徒学費補助 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) ■補助額について <input type="checkbox"/> 授業料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準控除(年額) ※国民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)</th> <th>①高等学校等就学支援金</th> <th>②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>生活保護世帯(1月1日時点)</td> <td rowspan="2">297,000</td> <td rowspan="2">135,000</td> <td rowspan="2">432,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>9円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>95,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)</td> <td>237,600</td> <td>194,400</td> <td rowspan="2">432,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>257,500円未満世帯(年収目安:約500万円未満)</td> <td>178,200</td> <td>253,800</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)</td> <td rowspan="2">118,800</td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅵ</td> <td>507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)</td> <td>対象外</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅶ</td> <td>507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※上記の表の「年収目安」は、モテル世帯(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 <input type="checkbox"/> 入学金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学費補助金(入学金分)</th> <th>上記の区分Ⅰ～Ⅴの方すべて</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> *小中学校等修学支援緊急事業費 一定所得以下の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒への授業料を軽減し、私立小中学校等に対し補助します。 ・対象校種 中学校、小学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部 ■補助額について 一定所得未満世帯に一律100,000円の補助 ※保護者等が、この補助金に付随する調査に協力することが条件に含まれます。 保護者の失業、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(高等課程)ただし、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)在学者は、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。 また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 178,200円～297,000円(所得により異なる) 小中学校、中等教育学校(前期課程) 90,000円～168,000円(所得により異なる)	区分	基準控除(年額) ※国民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	432,000	区分Ⅱ	9円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)	区分Ⅲ	95,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	194,400	432,000	区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約500万円未満)	178,200	253,800	区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	区分Ⅵ	507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)	対象外	118,800	区分Ⅶ	507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)		対象外		学費補助金(入学金分)	上記の区分Ⅰ～Ⅴの方すべて	(円)			100,000
区分	基準控除(年額) ※国民税・市町村民税 所得割額の合算額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計																																							
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	297,000	135,000	432,000																																							
区分Ⅱ	9円(非課税)世帯(年収目安:約250万円未満)																																										
区分Ⅲ	95,500円未満世帯(年収目安:約350万円未満)	237,600	194,400	432,000																																							
区分Ⅳ	257,500円未満世帯(年収目安:約500万円未満)	178,200	253,800																																								
区分Ⅴ	378,500円未満世帯(年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200																																							
区分Ⅵ	507,000円未満世帯(年収目安:約910万円未満)		対象外	118,800																																							
区分Ⅶ	507,000円以上世帯(年収目安:約910万円以上)		対象外																																								
学費補助金(入学金分)	上記の区分Ⅰ～Ⅴの方すべて	(円)																																									
		100,000																																									
4 私立学校生徒学費緊急支援事業費	12,147	保護者の失業、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(高等課程)ただし、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)在学者は、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。 また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) 178,200円～297,000円(所得により異なる) 小中学校、中等教育学校(前期課程) 90,000円～168,000円(所得により異なる)																																									
5 被災幼児児童生徒就学支援補助金	46,796	東日本大震災・熊本地震により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																									
6 外国人学校生徒等支援事業費	177,837	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。																																									
7 私立高校生等奨学給付金事業費	562,878	全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程) ・支給額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</th> <th>年額52,600円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合</td> <td>年額89,000円</td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合</td> <td>年額138,000円</td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合である、2人目以降として支給される場合</td> <td>年額38,100円</td> </tr> <tr> <td>・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合</td> <td>年額38,100円</td> </tr> </tbody> </table>	生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,600円	県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)		・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額89,000円	・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円	・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合である、2人目以降として支給される場合	年額38,100円	・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年額38,100円																													
生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,600円																																										
県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)																																											
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額89,000円																																										
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円																																										
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合である、2人目以降として支給される場合	年額38,100円																																										
・通信制の高等学校等に通う高校生等がいる場合	年額38,100円																																										
8 私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																									
9 私立学校振興資金利子補助費	15,260	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の確保あつせんを行うとともに利子の一部を補助します。																																									
10 私学団体休助成費	6,400	私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会他4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。																																									
11 私立学校教職員退職金制度補助金	925,516	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助します。																																									
12 日本私立学校振興・共済事業団補助金	623,926	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																									
13 その他	441,918																																										
合計	59,096,937																																										

*3、4及び6、7の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。

神奈川県の高専生に対する支援施策

資料 6

No.	名称等	概要等	要件等	種別	金額	
1	高等学校等 就学支援金	公立	国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	・全日制 118,800円 ・定時制 32,400円
		私立	①国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度 ②振込又は授業料と相殺など、学校によって異なる。	保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯の生徒	給付	118,800円 ～297,000円
2	神奈川県 高校生等 奨学給付金	公立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・生活保護受給世帯:32,300円 ・非課税世帯: 36,500円 ～129,700円
		私立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯	給付	・生活保護受給世帯:52,600円 ・非課税世帯: 38,100円 ～138,000円
3	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費補助金	神奈川県の補助金として、授業料及び入学金を補助	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住 ③保護者等の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が37万8,500円未満の世帯の生徒	給付	・授業料 74,400円～ 253,800円 ・入学金 100,000円	
4	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費 緊急支援補助金	会社都合による解雇、倒産、長期療養等により家計が急変した生徒に対する制度	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住	給付	授業料補助額 178,200円～297,000円 ※上記の額から高等学校等就学支援金支給額を控除した額を支給	
5	神奈川県 奨学金	①無利息で卒業後に貸付期間の4倍以内に返還する貸付 ②予約採用(中学3年生の時)と在学採用(入学後)の申込が可能 ③貸付期間は1年間 ④【第一種奨学金】と【第二種奨学金】の区分がある。第一種奨学金については、所得、成績等の条件を満たせば全額又は半額の返還免除を受けることができる。	①【第一種奨学金】県内に在学で県内の高等学校等に在学 【第二種奨学金】保護者が県内に在住(生徒は県外在住も可) ②家計支持者の市町村民税所得割額の合計が245,800円未満 ③学校長が推薦する者	貸付(無利子)	【1年生】 ・国公立(月額): 10,000円又は20,000円 ・私立(月額): 10,000円～40,000円 【2年生以上】 ・国公立(月額): 10,000円 ・私立(月額): 10,000円～30,000円 ※上記金額で必要な学資を賅えない場合、申請により基本月額に10,000円の加算が可能	
6	短期臨時 奨学金	入学前の3月末に高等学校奨学金の一部相当額を前倒しで貸し付ける制度	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された者	貸付(無利子)	120,000円	

川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	事業内容
川崎市私立中学 高等学校長協会 補助金	361	350	350	川崎市私立中学高等学校長協会に対し、 私立学校の学校長、教頭及び教職員の研 修に要する費用に助成
川崎市私立中学校 及び高等学校 教材教具等補助金	2,271	2,203	2,203	・私立学校の学校教育の目的を達成する ために必要な教材及び教具並びに学校の 管理運営に必要な備品又は整備に要する 費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校

(所管 こども未来局)

川崎市高等学校奨学金

名 称	概要・要件等	種別	金 額
川崎市高等学校 奨学金（学年資 金）	①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均値 が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支給	給付	・国公立（年額） 第1学年：36,000円 第2学年：61,000円 第3学年：46,000円 第4学年以降：36,000円 ・私立（年額） 第1学年：60,000円 第2学年：85,000円 第3学年：70,000円 第4学年以降：60,000円
川崎市高等学校 奨学金（入学支度 資金）	①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果の 平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準 額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特 別支援学校の高等部、高等専門学校（第3 学年まで）及び専修学校の高等課程を含 む。）の生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は入 学前の3月	給付	・国公立：45,000円 ・私立：70,000円

(所管 教育委員会)

公私立学校等児童・生徒数

単位：人

各年度5月1日現在

1 神奈川県内

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
幼稚園	公立	2,963	2,602	2,247	2.0%
	私立	121,082	115,876	111,491	98.0%
	計	124,045	118,478	113,738	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	1,248	1,509	1,532	9.7%
	私立	8,912	10,752	14,248	90.3%
	計	10,160	12,261	15,780	100.0%
小学校	国公立	452,403	451,057	450,721	97.7%
	私立	10,477	10,496	10,585	2.3%
	計	462,880	461,553	461,306	100.0%
中学校	国公立	207,651	204,609	200,648	89.0%
	私立	25,320	25,032	24,907	11.0%
	計	232,971	229,641	225,555	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	138,444	137,667	136,323	65.9%
	私立	69,728	70,197	70,391	34.1%
	計	208,172	207,864	206,714	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

単位：人

各年度5月1日現在

2 川崎市内

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
幼稚園	公立	—	—	—	—
	私立	20,947	20,294	19,541	100.0%
	計	20,947	20,294	19,541	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	—	—	—	—
	私立	562	542	614	100.0%
	計	562	542	614	100.0%
小学校	公立	72,302	72,951	73,853	97.9%
	私立	1,569	1,561	1,568	2.1%
	計	73,871	74,512	75,421	100.0%
中学校	公立	29,238	29,265	28,965	88.0%
	私立	3,832	3,880	3,942	12.0%
	計	33,070	33,145	32,907	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	17,497	17,431	17,345	73.5%
	私立	6,099	6,118	6,266	26.5%
	計	23,596	23,549	23,611	100.0%

※神奈川県学校基本調査より集計

公立中学校卒業者の進路状況

資料 9

1 神奈川県内

(単位：人)

卒業年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
卒業生総数	70,397	100.0%	69,996	100.0%	69,140	100.0%
全日制高等学校	63,861	90.7%	63,334	90.5%	62,698	90.7%
公立	44,130	62.7%	44,137	63.1%	43,278	62.6%
県内市立	3,710	5.3%	3,681	5.3%	3,694	5.3%
県立	39,818	56.6%	39,806	56.9%	39,130	56.6%
県外・国公立	602	0.9%	650	0.9%	454	0.7%
私立	19,731	28.0%	19,197	27.4%	19,420	28.1%
県内	14,521	20.6%	14,146	20.2%	14,435	20.9%
県外	5,210	7.4%	5,051	7.2%	4,985	7.2%
定時制高等学校	2,062	2.9%	2,028	2.9%	1,780	2.6%
公立	2,026	2.9%	1,997	2.9%	1,750	2.5%
県内	2,015	2.9%	1,984	2.8%	1,738	2.5%
県外	11	0.0%	13	0.0%	12	0.0%
私立	36	0.1%	31	0.0%	30	0.0%
県内						
県外	36	0.1%	31	0.0%	30	0.0%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	4,474	6.4%	4,634	6.6%	4,662	6.7%

2 川崎市内

(単位：人)

卒業年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
卒業生総数	9,792	100.0%	9,770	100.0%	9,881	100.0%
全日制高等学校	8,962	91.5%	8,791	90.0%	8,947	90.5%
公立	5,469	55.9%	5,638	57.7%	5,498	55.6%
市立	1,025	10.5%	1,017	10.4%	1,049	10.6%
市内県立	3,226	32.9%	3,264	33.4%	3,179	32.2%
市外・国公立	1,218	12.4%	1,357	13.9%	1,270	12.9%
私立	3,493	35.7%	3,153	32.3%	3,449	34.9%
県内	1,290	13.2%	1,092	11.2%	1,337	13.5%
県外	2,203	22.5%	2,061	21.1%	2,112	21.4%
定時制高等学校	284	2.9%	344	3.5%	274	2.8%
公立	265	2.7%	323	3.3%	259	2.6%
市立	193	2.0%	245	2.5%	181	1.8%
市内県立	51	0.5%	51	0.5%	47	0.5%
市外・国公立	21	0.2%	27	0.3%	31	0.3%
私立	19	0.2%	21	0.2%	15	0.2%
県内						
県外	19	0.2%	21	0.2%	15	0.2%
その他（高等専門学校、 通信制、就職者等）	546	5.6%	635	6.5%	660	6.7%

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

都道府県別私立学校經常費補助単価（平成30年度）

（平成30年4月16日中高連調べ）

（単位 円）

高等学校（全日制・定時制）			中学校			小学校			幼稚園（学法）		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥取	468,494	1	鳥取	441,198	1	静岡	332,978	1	長野	213,170
2	東京	397,384	2	福井	400,116	2	鹿児島	327,479	2	京都	207,001
3	静岡	370,706	3	東京	362,619	3	沖縄	325,197	3	富山	206,251
4	佐賀	365,894	4	静岡	333,495	4	福島	323,232	4	岐阜	201,501
5	山形	362,989	5	沖縄	326,457	5	群馬	323,047	5	新潟	201,194
6	富山	360,649	6	鹿児島	326,078	5	福岡	323,047	6	群馬	200,626
7	福島	360,566	7	福島	324,785	5	大分	323,047	7	東京	199,291
8	群馬	359,594	8	青森	324,729	5	北海道	322,828	8	茨城	198,310
9	広島	358,710	8	群馬	324,729	5	茨城	322,828	9	奈良	198,000
10	福岡	357,674	8	福岡	324,729	5	千葉	322,828	10	静岡	196,938
11	長崎	356,990	8	大分	324,729	11	山梨	322,828	11	福岡	195,588
12	茨城	355,311	8	岐阜	324,621	12	長野	322,828	12	広島	195,450
13	岐阜	354,917	8	北海道	324,345	12	高知	322,828	13	兵庫	194,976
14	北海道	353,369	8	茨城	324,345	12	長崎	322,828	14	徳島	194,201
15	千葉	353,306	15	千葉	324,345	12	三重	322,647	15	千葉	191,988
16	岩手	349,961	16	山梨	324,345	12	宮崎	322,420	16	山口	190,000
17	徳島	349,852	17	長野	324,345	17	岐阜	322,379	17	山梨	189,904
18	兵庫	349,213	18	愛媛	324,345	18	岩手	319,467	18	栃木	189,700
19	新潟	348,572	18	高知	324,345	19	広島	319,328	19	佐賀	189,317
20	山梨	347,360	18	長崎	324,345	20	宮城	310,245	20	香川	188,689
21	京都	346,104	18	熊本	324,316	21	徳島	309,526	21	山形	188,553
22	秋田	345,936	18	富山	324,261	22	和歌山	307,430	22	福島	188,442
23	香川	345,215	18	島根	324,261	23	兵庫	305,387	23	和歌山	188,070
24	大分	343,905	24	三重	324,169	24	愛知	303,547	24	大阪	187,323
25	高知	343,806	25	宮崎	323,909	25	栃木	290,600	25	鹿児島	187,133
26	奈良	342,500	26	新潟	323,381	26	京都	287,200	26	愛媛	185,888
27	山口	342,500	27	岩手	320,989	27	福井	287,037	27	熊本	185,862
28	鹿児島	340,492	28	広島	320,845	28	東京	278,217	28	沖縄	185,820
29	福井	340,248	29	佐賀	320,803	29	滋賀	260,000	29	大分	185,775
30	熊本	336,692	30	徳島	311,423	30	奈良	253,500	30	埼玉	185,483
31	沖縄	334,863	31	兵庫	309,895	31	岡山	251,778	31	三重	185,108
32	青森	332,504	32	宮城	309,318	32	埼玉	247,700	32	青森	185,088
33	長野	332,497	33	和歌山	308,880	33	大阪	230,817	33	高知	185,088
33	宮城	332,155	34	愛知	308,262	34	神奈川	229,572	34	福井	184,918
35	栃木	331,900	35	香川	300,482		石川	-	35	秋田	184,888
36	愛知	331,806	36	岡山	293,176		青森		36	愛知	184,888
37	愛媛	331,806	37	栃木	292,000		秋田		37	宮崎	184,642
38	三重	331,796	38	京都	288,617		山形		38	長崎	184,380
39	島根	331,647	39	滋賀	270,000		新潟		39	岩手	182,734
39	宮崎	331,222	40	山口	266,000		富山		40	北海道	182,043
41	和歌山	329,830	41	大阪	263,500		鳥取		41	宮城	180,292
42	岡山	326,683	42	奈良	255,000		島根		42	岡山	179,508
43	滋賀	322,000	43	埼玉	253,931		山口		43	鳥取	176,505
44	神奈川	315,604	44	神奈川	229,874		香川		44	滋賀	169,000
45	大阪	308,200		石川	-		愛媛		45	神奈川	165,815
46	埼玉	297,494		秋田			佐賀			石川	-
	石川	-		山形			熊本			島根	
単純平均		346,324	単純平均		315,917	単純平均		294,189	単純平均		189,452

（日本私立中学高等学校連合会調べ）

高等学校(全日制・定時制)都道府県別学校数

(本校+分校)

区分	計				国 立	公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併 置	全日制	計	全日制	定時制	併 置	計	全日制	定時制	併 置
平成29年度	4,907	4,263	169	475	15	3,571	2,955	165	451	1,321	1,293	4	24
平成30年度	4,897	4,258	167	472	15	3,559	2,947	163	449	1,323	1,296	4	23
北海道	280	239	10	31	—	229	188	10	31	51	51	—	—
青森	77	68	3	6	—	60	51	3	6	17	17	—	—
岩手	80	71	3	6	—	67	58	3	6	13	13	—	—
宮城	94	81	7	6	—	76	63	7	6	18	18	—	—
秋田	54	48	1	5	—	49	43	1	5	5	5	—	—
山形	61	56	1	4	—	47	42	1	4	14	14	—	—
福島	111	104	5	2	—	93	86	5	2	18	18	—	—
茨城	121	109	4	8	—	97	85	4	8	24	24	—	—
栃木	75	67	2	6	—	61	53	2	6	14	14	—	—
群馬	79	65	2	12	—	66	52	2	12	13	13	—	—
埼玉県	194	170	5	19	1	145	121	5	19	48	48	—	—
千葉県	183	166	1	16	—	129	112	1	16	54	54	—	—
東京都	429	355	15	59	6	186	131	13	42	237	218	2	17
神奈川県	235	207	3	25	—	156	128	3	25	79	79	—	—
新潟	102	91	9	2	—	86	75	9	2	16	16	—	—
富山	53	47	5	1	—	43	37	5	1	10	10	—	—
石川	56	50	5	1	1	45	39	5	1	10	10	—	—
福井	35	27	2	6	—	28	21	1	6	7	6	1	—
山梨	42	35	2	5	—	31	24	2	5	11	11	—	—
長野	100	81	4	15	—	83	64	4	15	17	17	—	—
岐阜	81	70	3	8	—	66	55	3	8	15	15	—	—
静岡県	138	117	2	19	—	95	74	2	19	43	43	—	—
愛知県	221	188	4	29	2	164	133	4	27	55	53	—	2
三重	70	59	3	8	—	57	46	3	8	13	13	—	—
滋賀	56	49	2	5	—	46	40	2	4	10	9	—	1
京都	105	92	7	6	1	64	51	7	6	40	40	—	—
大阪	260	239	4	17	1	162	141	4	17	97	97	—	—
兵庫県	205	182	13	10	—	153	130	13	10	52	52	—	—
奈良	53	46	3	4	—	37	31	3	3	16	15	—	1
和歌山	47	37	3	7	—	38	28	3	7	9	9	—	—
鳥取	32	28	2	2	—	24	20	2	2	8	8	—	—
島根	47	44	1	2	—	37	34	1	2	10	10	—	—
岡山	86	75	11	—	—	63	52	11	—	23	23	—	—
広島	131	108	4	19	2	93	71	4	18	36	35	—	1
山口	79	64	1	14	—	59	44	1	14	20	20	—	—
徳島	39	33	1	5	—	36	30	1	5	3	3	—	—
香川	40	31	—	9	—	30	21	—	9	10	10	—	—
愛媛	66	56	1	9	1	53	43	1	9	12	12	—	—
高知	47	33	3	11	—	38	25	2	11	9	8	1	—
福岡	165	143	4	18	—	105	83	4	18	60	60	—	—
佐賀	51	45	—	6	—	42	36	—	6	9	9	—	—
長崎	79	71	2	6	—	57	49	2	6	22	22	—	—
熊本	76	68	—	8	—	55	47	—	8	21	21	—	—
大分	55	51	1	3	—	41	37	1	3	14	14	—	—
宮崎	54	48	2	4	—	39	34	2	3	15	14	—	1
鹿児島	89	87	—	2	—	68	66	—	2	21	21	—	—
沖縄	64	57	1	6	—	60	53	1	6	4	4	—	—

1. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。

出典:「学校基本調査」平成30年度(文部科学省)

96 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省、国土交通省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象とした無償化を早期に実現する必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、円滑にマイナンバーを導入するなど対策を講じていくことが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転していないため、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」等による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、調査の促進の妨げとなっている。
また、ブロック塀等の安全点検の結果を踏まえ、必要な安全対策を速やかに実施することも必要である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)


補助額拡大 最大**432,000円**!!

学費支援


年収**590万円**未満の世帯で
私立高校の授業料が実質無償化

さらに初年度は
入学金として**10万円**を一律支給!


返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等
就学支援金



学費補助金



神奈川県
高校生等
奨学給付金

年収約**910万円**未満の世帯は
かならず、**ご確認ください。**

※年収は目安です。金額など詳しくは、中ページでご確認をお願いします。

▶ 支援金・補助金の申込みは 4月 / 6月頃、奨学給付金は 7月以降

はじめに

課税証明書等に記載してある「県民税・市町村民税 所得割額」の合算額を確認。自分がどの区分に該当するのか確認してみましょう。

自分の区分をチェック!

課税証明書等の見方は **確認** してみてください。

所得区分	基準税額 (年額)	
	県民税・市町村民税 所得割額の合算額	年収の目安
区分 1	生活保護世帯 (1月1日時点)	---
区分 2	0 円 (非課税)	約250万円 未満
区分 3	85,500 円 未満	約350万円 未満
区分 4	257,500 円 未満	約590万円 未満
区分 5	378,500 円 未満	約750万円 未満
区分 6	507,000 円 未満	約910万円 未満

- 県民税・市町村民税所得割額の合算額は父母の合計額です。均等割額は含みません。
- 年収はあくまで目安であり、モデル世帯の場合の金額です。

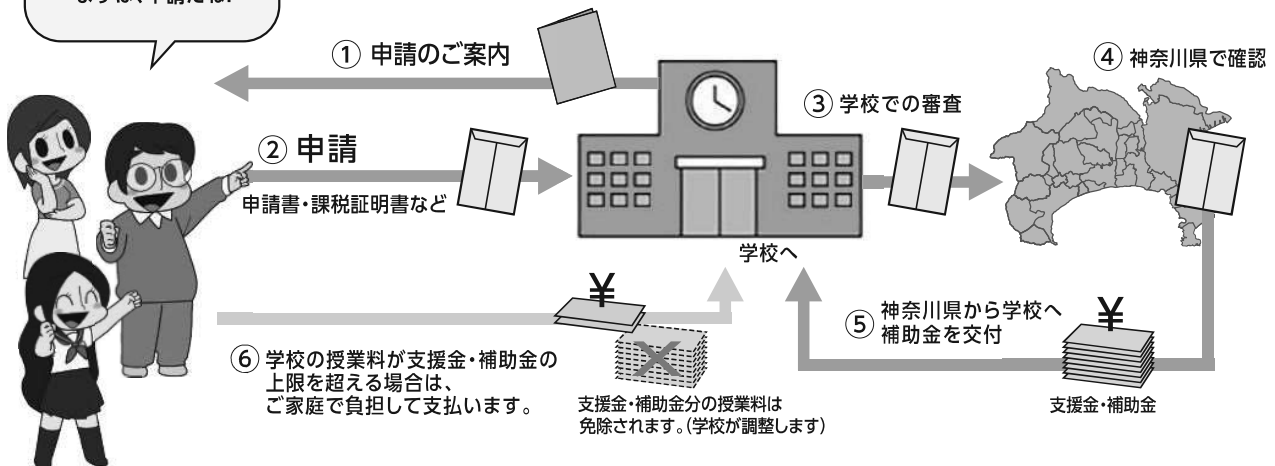


申請が必要 です

申請してから、学校での審査や神奈川県での確認を経て、支援金や補助金が学校へ交付されます。

- 就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
- なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合があります。詳細は学校にお問合せください。

まずは、申請だね!



1

+

2

授業料への支援金 + 補助金 = 最大432,000円 (年額)!



「高等学校等就学支援金」★

○国の制度 ○返済不要

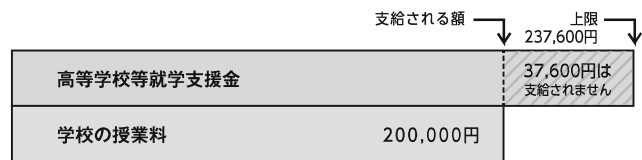
お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

所得区分	① 高等学校等就学支援金	
	授業料補助	
区分 1	297,000 円	
区分 2		
区分 3	237,600 円	
区分 4	178,200 円	
区分 5	118,800 円	
区分 6		

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用として国の「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。他県の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < 支援金



「学費補助金」

○県の制度 ○返済不要

お申込み

全学年
6月頃

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

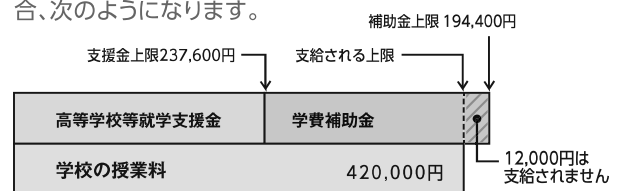
- ▶ 生徒・保護者ともに県内在住、かつ県内設置の学校に在学する生徒が対象です。対象校はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



対象校HP

- ▶ 「①就学支援金額」と「②学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:区分3の場合) 授業料 < (支援金 + 補助金)

年収約590万円未満の世帯は、神奈川県内の私立高等学校の平均授業料が実質無償！さらに入学金(初年度)を最大10万円まで補助します。申請をお忘れなく。



「神奈川県高校生等奨学給付金」★

お申込み
全学年
7月1日以降

○ 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ 平成30年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の平成30年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。

申請時期は
平成30年
7月1日以降

申請方法が異なります
神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



所得区分				3 神奈川県高校生等奨学給付金	
区分1	生活保護(生業扶助)受給世帯			52,600円	
区分2	非課税世帯	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる	138,000円	
			中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない	89,000円	
		通信制の学校		38,100円	

県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuhukinn.html>



申請書HP

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。
お問合せ: 私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。
▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

その他の制度

緊急支援補助金 ○ 返済不要

平成30年の年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したとき

支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
- 平成29年4月～平成30年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- 平成30年の年間所得が、平成29年の年間所得より減少していること
- 平成30年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県内の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

支給額

- 授業料(年額) 297,000円/237,600円/178,200円
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

申込手続

- 平成30年12月頃学校へ申請書を提出。締め切りは学校ごとに異なります。

学び直し支援金 ○ 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方

高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信制は、48月)が終了した後、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 平成26年4月以降に再入学され、平成30年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

支給額

- 高等学校等就学支援金と同額

申込手続

- 学校へ申請書を提出

県民税・市町村民税所得割額の見方

県民税・市町村民税所得割額の合算額が
父母合わせて507,000円未満なら支給の対象です。
金額は区分1～6で異なります。

確認
してみてください!



平成30年度 市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準	総所得③ 分離短期課税 分離長期課税 山林所得 株式等の課税 商品先物取引	市民税 定率控除前所得割額④ 定率控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	県民税 定率控除前所得割額④ 定率控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	特別徴収税額 6月分 7月分
-------------------------	------------------------	----------	--	---	---	----------------------

県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部の額です。次の書類で確認することができます。①(非)課税証明書(市役所等で発行) ②市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布) ③市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)

どの補助金がもらえるの?

以下の質問に **はい** or **いいえ** で答えて、どの制度が対象なのか確認してみま
しょう! 授業料に対する補助制度と、授業料以外に対する補助制度があるのでそ
れぞれ確認してみてください。対象となる場合は、すべて併用できます!



●● 授業料に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は507,000円未満ですか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額は378,500円未満ですか?

いいえ



はい

「高等学校等就学支援金」

1

保護者等・生徒ともに神奈川県在住、そして
神奈川県内設置の私立高等学校等に在学していますか?

いいえ

はい

1 「高等学校等就学支援金」
+
2 「学費補助金」



● 授業料以外に対する補助制度

保護者等の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円、
または、生活保護(生業扶助)を受けていますか?

いいえ

→ 対象外です

はい

保護者等は神奈川県在住ですか?

いいえ

お住まいの
都道府県に
お問合せください

3 「神奈川県高校生等奨学給付金」

はい



保護者等…親権者(父母)のことで。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもない場合は、主たる生計維持者です。
私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。一部制度は、専修学校(一般課程)、各種学校も対象としています。



そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」★

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

お問合せ

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が800万円未満程度である者
*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択
(2年生以上で、3万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分) ③1月下旬(1～3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

お問合せ

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286(フリーダイヤル)
<http://www.kotsuiji.com/>

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子
扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

お問合せ

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360475/>

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

お問合せ

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL:045-311-1426
http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)

入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

お問合せ 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

★が付いている ①「高等学校等就学支援金」、②「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>

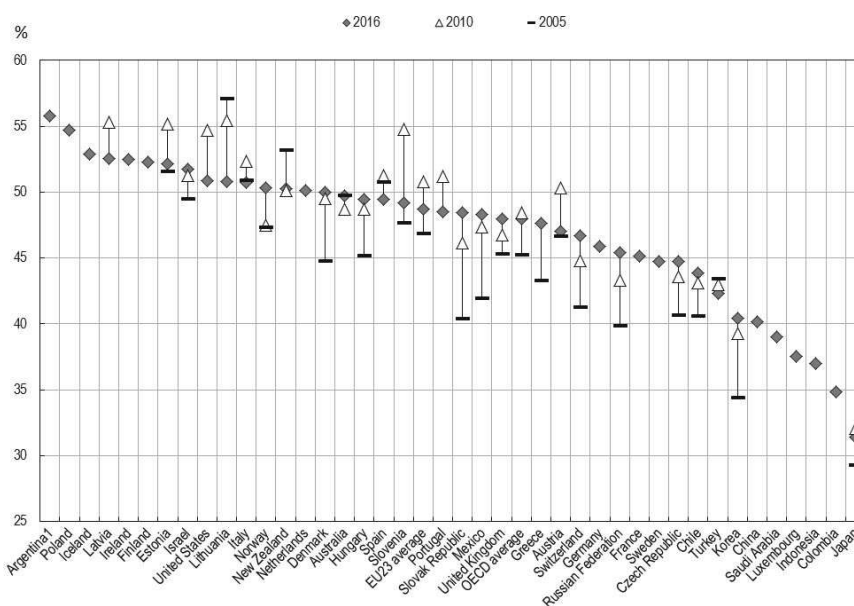
EDUCATION
AT A GLANCE 2018

「図表でみる教育：OECD インディケータ」は、世界の教育の状況に関する適正かつ確かな情報源であり、OECD 加盟国及びパートナー諸国における教育制度の構造、財政及び成果に関するデータを提供するものである。

日本

- 女性は高等教育修了率で男性を上回るが、短期高等教育課程に在学する傾向がより強い。
- 高等教育を修了した女性の就業率は、11パーセンテージポイント増加し、OECD加盟国の中で最も急激な伸びを示している。
- 日本は、高等教育の授業料がデータのあるOECD加盟国の中で最も高い国の一つであり、過去10年、授業料は上がり続けている。
- 授業料の高さにもかかわらず、生産年齢人口の半数以上が高等教育を修了しており、その割合は25～34歳人口で60%に達する。
- 幼児教育及び高等教育に対する支出は、その50%以上が家計から捻出され、各家庭に極めて重い経済的負担を強いている。しかしながら、3歳未満で幼児教育及び保育に在学する子どもの割合は23%に過ぎず、これはOECD平均31%を下回る。
- 教員は他のOECD加盟国より長時間勤務し、教育相談、学校運営業務や課外活動等、授業以外の活動に従事することが求められている。

図1：博士課程における女性新入学者の割合（2005年、2010年、2016年）



1. 調査年は2015年。

左から順に、博士課程または同等の学位プログラム新入学者に占める女性の割合が大きい国(2016年時)。

出典：OECD/UIS/Eurostat (2018)。表B4.1。図表で見る教育データベース <http://stats.oecd.org/>。

詳細は下記URLより「資料」及び付録3の注を参照 (www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm)。

StatLink <https://doi.org/10.1787/888933803558>

【出典：OECDホームページ（文部科学省のページから外部リンク）】一部抜粋

女性は高等教育修了率で男性を上回るが短期高等教育課程に在学する傾向がより強い

- 日本は、若年齢層の高等教育修了率が最も高い国の一つである。2017年時点で、25～34歳人口の60%が高等教育を修了しており、これはOECD加盟国の中で2番目に高い割合である。高等教育修了率は、男性より女性の方がやや高く、男性59%に対し女性は62%である。
- 女性は高等教育修了率で男性を上回るが、男性に比べ短期高等教育課程に在学する傾向が強い。2016年時点で、高等教育初回入学者に占める短期課程在学者の割合はOECD平均で16%であったが、日本では、初回入学の女性の43%が短期課程を選んでいる。一方、男性で同課程を選ぶ者は全体の28%に過ぎなかった。短期課程を選ぶ女性の割合が男性を上回することは、専攻分野の選択に起因するものかもしれない。同課程新入学者のほぼ半数が、保健・福祉またはサービスを専攻するが、これらは従来から女性に人気のある分野である。同じパターンの男女差は、後期中等教育職業プログラムでの専攻分野選択においても散見される。職業プログラム卒業生で保健・福祉プログラムを専攻した者の83%が女性であり、サービスプログラム専攻者では81%が女性である。
- 日本ではまた、女性が高等教育の上位課程に在学する傾向が、男性及び他のOECD加盟国と比較して弱い。OECD加盟国平均75%に対し、日本の場合、女性新入学者のうち学士課程に在学する者の割合は55%である。これに対し、男性初回入学者の70%が学士課程に在学する。博士課程新入学者に占める女性の割合は、2016年時点で31%であり、OECD加盟国の中で最も低い(図1)。
- 高等教育を修了した女性の就業率は、過去10年で11パーセンテージポイント上昇しており、2017年時点では79%に達した。これはOECD平均80%と同程度である。同時期にOECD加盟国の半数以上が女性の就業率を下げていることを鑑みれば、極めて大きな伸びといえる。日本で高等教育を修了した女性の雇用状況が好転しているのは、2013年より女性をターゲットに進められてきた一連の施策の成果といえる。「ウーマノミクス」の名で知られる政策は、女性の労働市場への参画と積極的な登用を奨励することで経済成長を促すことを狙っている(Groysberg 他, 2017)。
- 日本は、教育における上昇移動が依然として極めて限定的である。2015年時点で、少なくとも両親のどちらかが高等教育修了者である成人の4分の3が高等教育を修了しているのに対し、高等教育未修了の親を持つ成人で高等教育を修了する者は全体の4分の1に過ぎない。データのある加盟国の中で、日本は高等教育修了者を両親のどちらかに持つ高等教育修了者の割合が2番目に高い。この点と考え合わせると、日本では学歴の世代間での移動が少なく、同様の学歴が世代間で引き継がれていることが明らかである。
- 学歴差は就業機会の多寡と結びつくが、日本の場合、学歴レベルと就業機会の結びつきはそれほど顕著ではない。25～64歳人口について、後期中等教育修了者よりも高等教育修了者の方が雇用されやすい傾向はみられるにせよ、就業率の差は5%に過ぎず、この差はOECD加盟国平均の半分である。
- 日本では、高等教育修了者の多くが学歴に見合わない仕事に就いている。2012年時点で、少なくとも1つの学士号を持つ成人のうち、後期中等教育修了資格で十分な仕事に従事する者の割合は29%に上る。有する学歴以下の仕事に従事する高等教育修了者の割合は、全OECD加盟国中、日本が最も高く、OECD平均13%の2倍以上である。

授業料高騰にもかかわらず高等教育修了率は依然として高い

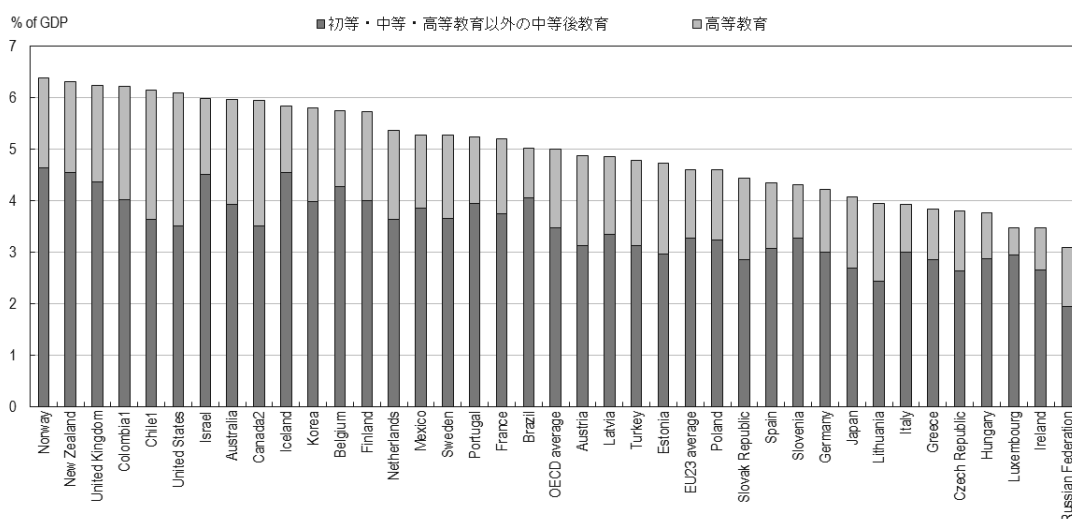
- 日本の国公立教育機関の学士または同等レベルの課程の授業料は5218米ドルであり、これはデータのあるOECD加盟国の中で、イギリス、米国、チリに次ぎ4番目に高い。2005年から2016年にかけて、高等教育課程の授業料は、博士課程での3%から学士課程での8%まで上昇した。これは極めて大きな負担を学生並びに家族に強いている。とはいえ、日本では最近、給付型奨学金制度の創設、無利子貸与補助の拡充、所得連動返還方式(卒業後の年収に応じた返還月額設定)の導入等、学生に対する経済的支援制度の改善が図られてきている。2014時点で、公的貸与補助を受ける高等教育の学生の割合は全体の45%である。卒業時に抱える平均的負債額は32170米ドルで、返済には学士課程の学生で最大15年を要する。これは、データのあるOECD加盟国の中で最も重い負債の一つである。
- 授業料の高さにもかかわらず、日本の高等教育は著しく拡大している。2017年時点で、25～64歳人口の51%が高等教育を修了している。これはOECD平均38%を大きく上回り、またOECD加盟国ではカナダ(57%)に次ぎ2番目に高い割合である。
- 現在のパターンが継続すると、日本では、成人の80%が生涯で一度は高等教育段階に進み(OECD平均は66%)、72%が修了することが見込まれる(OECD平均は49%)。

- 日本は、高等教育に進む者のほぼすべてが 18 歳までに進学するため、高等教育初回入学者の年齢幅が OECD 加盟国中で最も小さい。高等教育修了率が全体として極めて高いにもかかわらず、日本では成人教育及びセカンドチャンス・プログラムで学習を継続する機会がほとんどない (OECD, 2018)。
- いずれの割合も OECD 加盟国平均を下回るものの、日本は、高等教育機関に在学する留学生の割合が、国外に留学する自国学生の割合を上回っている。OECD 加盟国平均 6%に対し、日本の高等教育機関の全学生に占める留学生の割合は 4%である。同様に、海外で学ぶ日本人学生の割合は全体の 1%で、これは OECD 加盟国平均 2%の半分である。日本で学ぶ留学生のほぼ 3分の2は近隣諸国から来ており、大部分がアジア・太平洋地域の国々、その中でも特に中国を出身とする (日本で学ぶ全留学生の 53%)。

初等から高等教育機関に対する支出総額は過去 10 年でほとんど変化していない

- 日本の在学者 1 人当たり教育支出は、一貫してすべての教育段階で OECD 加盟国平均を上回る。初等から高等教育までの教育総支出は、在学者 1 人当たり 12120 米ドルであり、OECD 平均 10391 米ドルを上回る。学生数の減少にもかかわらず、2010 年以降、初等から高等教育における教育支出はほとんど変化していない。
- 初等から高等教育までの在学者 1 人当たり教育支出が OECD 平均を上回るにもかかわらず、日本の国内総生産 (GDP) に占める教育支出の割合は、OECD 平均を下回る。OECD 加盟国では平均して GDP の 5%が初等から高等教育段階の教育機関に充てられるが、日本の場合、その割合は 4.1%である。初等・中等教育段階では特に低く、OECD 平均 3.5%に対し、日本は 2.7%である (図 2)。
- 日本はまた、他の OECD 加盟国に比べ、一般政府総支出に占める教育支出の割合も小さい。OECD 加盟国平均 8%に対し日本では、公財政支出総額の 6.3%が初等・中等及び高等教育以外の中等後教育に費やされる。OECD 平均との差は高等教育において更に顕著で、その割合は公財政支出の 1.7%であり、これは OECD 加盟国平均 3%の半分をやや超える程度である。
- OECD 加盟国の 3分の2と同様、日本でも、初等及び中等教育段階での教育支出の 90%以上が公財政支出によるものである。一方で高等教育段階では、私費負担に著しく依存している。同段階の支出の 68%が私的に賄われており、これは OECD 平均 30%の 2 倍を超える。私費負担の 4分の3以上が家計による直接負担である。しかしながら、高等教育段階での教育支出の公私負担割合は 2005 年から 2015 年の間、比較的变化が小さい。
- 日本は、インフラへの投資度合いが高い。特に初等及び中等教育段階で顕著であり、総教育支出に占める資本的支出の割合は、いずれの教育段階でも 13%を占める。これは OECD 平均 7%の 2 倍以上である。しかしながら、高等教育段階では OECD 加盟国平均 13%と同程度である。

図2：教育機関に対する総支出の対GDP比 (2015年)
公財政支出、私費負担・国際財源による支出、教育段階別



1. 調査年は2016年。

2. 初等教育に就学前教育と前期中等教育を含む。

左から順に、初等から高等教育の機関に対する総教育支出の対GDP比が大きい国。

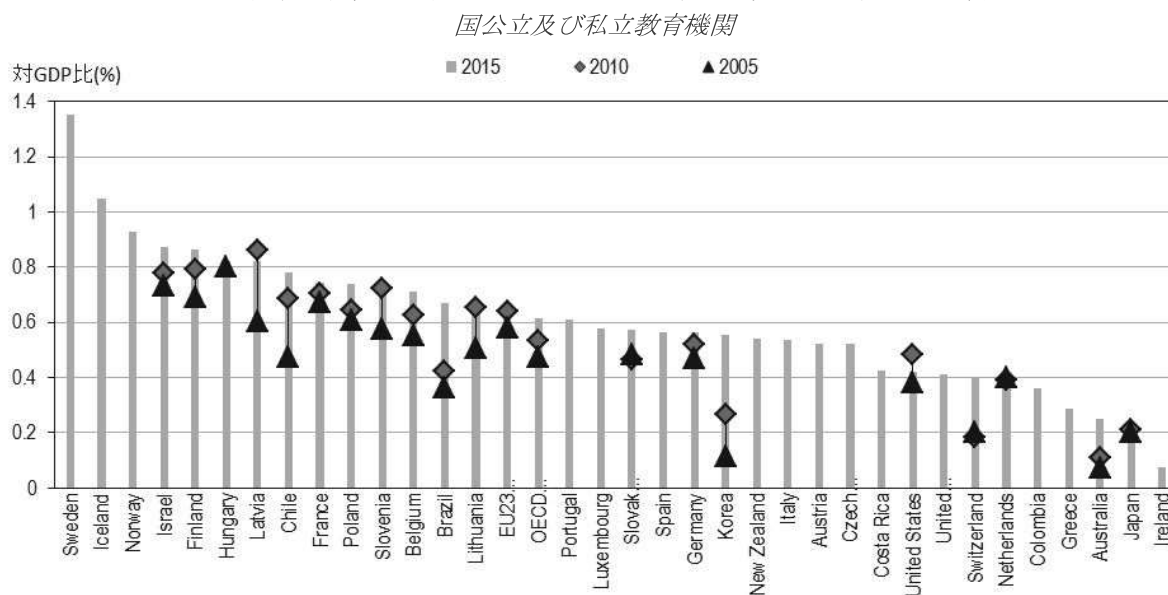
出典：OECD/UIS/Eurostat (2018)。表C2.1。詳細は下記URLより「資料」及び付録3の注を参照 (<http://dx.doi.org/10.1787/eag-2018-36-en>)。

StatLink <https://doi.org/10.1787/888933804318>

幼児教育及び保育サービスは依然として家計負担を主とする。3歳未満児の幼児教育在学率はOECD平均を引き続き下回る

- 日本では、低年齢の子どもが幼児教育に在学する傾向がOECD加盟国に比べ弱い。2015年時点で、3歳未満児で正規の幼児教育及び保育サービスを受ける者の割合は23%であり、これはOECD平均31%を下回る。しかしながら、これら極めて低年齢の子どもは幼児教育在学率は上昇傾向にある。3歳未満児在学率は、2005年で16%、2010年は19%であった。幼児教育及び保育サービスを受けることは、母親の就業、子どもの発達の双方の面で極めて重要である(OECD, 2017)が、日本の場合、育児環境の改善を図る政府の諸施策がわずかながら効果を示し始めているといったところである。
- 3～5歳児の幼児教育在学率は各段に高く、大部分の子どもが就学前教育を受けている。3歳児の在学率は84%であり、これはOECD平均を8パーセンテージポイント上回る。4歳及び5歳児については、ほぼすべての子どもといえる95%の在学率である。
- 日本は、就学前教育に対する教育支出がOECD加盟国の中で最も低い国の一つである。GDPのわずか0.2%が就学前教育に支出され、この割合は、OECD加盟国平均の3分の1である(図3)。
- 幼児教育に対する支出の半分以上は私的財源によるものである。就学前教育段階での教育支出の52%が私的に賄われるが、そのうち65%は家計負担による。その結果日本では、就学前教育を受ける子どもの4分の3が独立私立教育機関に在学することとなる。OECD加盟国の大部分では、子どもは国公立または公営私立教育機関で幼児教育を受けており、アイルランドと日本だけが例外である。幼児教育における家庭の経済的負担については、「第2期教育振興基本計画(2013-17)」の中で取り上げられ、すべての子どもに対する総合的な幼児教育・保育の提供を目指し、保育料の段階的撤廃を目指すことが決議された(OECD, 2015)。この施策の展開は、仕事と家庭の両立を願う女性の後押しとなることも期待されている。

図3：就学前教育に対する支出の対GDP比（2005年、2010年、2015年）



注：

各国の幼児教育及び保育に対する相対的支出の比較は、就学前教育の履修期間によっても決定づけられる。例えば、複数の国でGDPに占める幼児教育支出の割合がOECD平均を下回することは、初等教育への早期移行による就学前教育履修期間の短縮によって説明されるだろう(各国の就学前教育履修期間については表B1.4参照)。

左から順に、教育支出の対GDP比が大きい国(2015年時)。

出典：OECD (2018)。表B2.3a。詳細は下記URLより「資料」及び付録3の注を参照 (<http://dx.doi.org/10.1787/eag-2018-36-en>)。

StatLink <https://doi.org/10.1787/888933803273>